

〔使用歴（自家用、営業用、レンタカー、その他の別）の表示方法〕

Q. 店頭展示車には、その中古車の使用歴として「自家用」や「営業用」、「レンタカー」などと表示していますが、広告の場合は使用歴の表示を省略することはできますか？

また、使用歴の「その他」とは、どのような場合に表示しますか？

A. 広告の場合も、使用歴の表示は必要です。ただし、「自家用」の場合のみ省略することができます。

過去の使用歴が営業用、レンタカーの場合はその旨を表示しますが、自動車教習所で使用されたもの、海外で使用され、使用区分がわからない場合は、「その他」と表示してください。

〈関連条文 中古車規約施行規則第8条〉

- 1 インターネット及び新聞、雑誌等の広告に中古自動車の販売価格や通信販売を行う旨を表示する場合は、『自家用、営業用、レンタカー、その他の別』の「自家用」の表示については、これを省略することができるものとする。
- 2 『自家用、営業用、レンタカー、その他の別』の「営業用」とは、道路運送車両法第2条に規定する自動車運送事業の用に供した自動車をいう。
- 3 『自家用、営業用、レンタカー、その他の別』の「その他」とは、自動車教習所等において使用した自動車をいい、これを表示する場合には、その区分を明記するものとする。